

一般社団法人島根県臨床検査技師会

理事会運営規定

平成 25 年 3 月 5 日 制定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という。）の定款及び組織運営規定に基づき、この法人の理事会運営について定める。

(構成)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第 2 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 3 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第 4 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 5 条 理事会が必要と認めるときには、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 6 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときには、会長、業務執行理事及び監事又は当該議題にかかる議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求める事ができる。この場合、会長、業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

第 3 章 理事会の権限

(権限)

第 7 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選任及び解任を行う。

(決議事項)

第 8 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

一 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事並びに執行理事の選任・解任

ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

二 重要な財産の処分及び譲受

- ホ 多額の借入
 - ヘ 重要な使用人の選任・解任
 - ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - チ 内部管理体制の整備
 - リ 定款第 32 条に規定する理事の取引の承認
 - ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - ル 事業報告及び計算書類等の承認
 - ヲ その他法令に定める事項
- 二 定款に定める事項
- イ 定款に定める規程の制定、変更及び廃止
 - ロ 会長、副会長、専務理事、常務理事の選任・解任
 - ハ 基本財産の指定、維持、管理及び処分の決定
 - ニ 委員会の設置・運営に必要な事項の決定
 - ホ その他定款に定める事項
- 三 その他重要な業務執行に関する事項
- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他の争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

第 4 章 事務局

(事務局)

第 9 条 理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第 5 章 雑則

(規程の変更)

第 10 条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。